



鳥取県公報

令和6年12月10日（火）
第9653号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	生活保護法による指定介護機関の廃止の届出（656）（孤独・孤立対策課） 2
	種畜証明書の交付（657）（畜産振興課） 2
	種畜証明書の返納（658）（〃） 3
	公共測量の実施（659）（県土総務課） 3
	公共測量の終了（660）（〃） 4
	県道の区域の変更（661）（道路企画課） 4
	県道の供用の開始（662）（〃） 4
◇ 労委告示	労働委員会あっせん員候補者の氏名、履歴等（1） 5
◇ 公 告	都市計画の変更案の縦覧（まちづくり課） 6
	猟銃等の取扱いに関する講習会の開催（警察本部生活安全企画課） 6
◇ 調達公告	一般競争入札の実施（デジタル改革課） 7
	落札者の決定（鳥取県立中央病院） 11

告 示

鳥取県告示第656号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（第54条の2第5項において準用する場合及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から居宅介護事業及び介護予防事業を廃止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

令和6年12月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 居宅介護事業者

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
有限会社金田薬局	西伯郡伯耆町溝口2-1	フラワー薬局	西伯郡伯耆町溝口2-1	居宅療養管理指導	令和6年9月30日

2 介護予防事業者

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
有限会社金田薬局	西伯郡伯耆町溝口2-1	フラワー薬局	西伯郡伯耆町溝口2-1	介護予防居宅療養管理指導	令和6年9月30日

鳥取県告示第657号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第8条第1項の規定に基づき、同法第4条第1項本文の種畜証明書に次のとおり交付した旨の通報があったので、同法第8条第2項の規定により告示する。

令和6年12月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

種畜証明書番号	名前	種類及び品種	生年月日	産地	血統		等級	飼養者の所在地及び名称
					父	母		
32431020001	ウー リトルモートン 1 3009	豚 パークシャ ー種	令和5年 9月1日	鳥取県 西伯郡 南部町	ウー トットリ 6 2080	リトルモートン ナマジラ 3 - 4 1 2002	2級	西伯郡南部町 鳥取県中小家 畜試験場
32431020002	ブレンド リトルモートン 1 3083	〃	令和5年 10月2日	〃	ブレンド トットリ 1 2072	リトルモートン パーカー 1 2029	〃	〃
32431020003	トットリ デー 4 3311	豚 デュロック 種	令和5年 10月17日	〃	トットリ デー 10 9255	トットリ デー 7 0305	〃	〃
11685950581	百合金照	肉用牛 黒毛和種	令和5年 7月15日	鳥取県 東伯郡 琴浦町	百合福久	いんてる	1級	東伯郡琴浦町 鳥取県畜産試 験場

11498119 182	柴白百合	〃	令和5年 9月22日	鳥取県 西伯郡 伯耆町	〃	しばしらき よ	2級	〃
11498117 225	権太	〃	令和5年 10月15日	鳥取県 西伯郡 南部町	〃	ふくむすめ	〃	〃
11476068 174	絹葵6817	〃	令和5年 7月23日	鳥取県 東伯郡 琴浦町	美津福重	ことみや	〃	東伯郡琴浦町 家畜改良セン ター鳥取牧場
11476068 204	賢卒6820	〃	令和5年 7月29日	〃	真乃介	さちみつひ さ	〃	〃
11476068 235	草銜6823	〃	令和5年 7月31日	〃	北美津久	ひはみ799の 3	〃	〃
11476068 266	草銜6826	〃	令和5年 8月2日	〃	〃	〃	〃	〃
11407668 374	稀庭6837	〃	令和5年 8月12日	〃	光平栄	にわうめ4	〃	〃
11407668 381	草史6838	〃	〃	〃	北美津久	かみしげひ さ	〃	〃
11407668 459	草田6845	〃	令和5年 8月15日	〃	晴茂栄	はなみつも り	〃	〃
11407668 541	式菱6854	〃	令和5年 8月23日	〃	光久茂	しおりひめ	〃	〃
11407668 640	弓楓6864	〃	令和5年 9月13日	〃	百合未来	まさてるし げ2	〃	〃
11407668 657	草楓6865	〃	令和5年 9月14日	〃	北美津久	〃	〃	〃

鳥取県告示第658号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第8条第1項の規定に基づき、農林水産大臣から次のとおり種畜証明書の返納をした旨の通報があったので、同条第2項の規定により告示する。

令和6年12月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

種畜証明書番号	名前	種類及び品種	飼養者の所在地及び名称	返納理由
11634855851	花美桜1	肉用牛 黒毛和種	東伯郡琴浦町 鳥取県畜産試験場	死亡のため

鳥取県告示第659号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、国土交通省中国地方整備局鳥取河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和6年12月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 公共測量（基準点測量及び三次元点群測量）

- 2 作業期間 令和6年12月2日から令和7年3月31日まで
- 3 作業地域 一般国道29号津ノ井バイパス（鳥取市）

鳥取県告示第660号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、鳥取市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和6年12月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 公共測量（基準点測量）
- 2 作業地域 鳥取市倭文及び玉津
- 3 終了年月日 令和6年11月27日

鳥取県告示第661号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、県道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、令和6年12月10日から2週間鳥取県県土整備部道路局道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

令和6年12月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	変更前後別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
東福原樋口線	変更前	米子市両三柳字大沢十八556-1地先から同市河崎字三柳境沖ノ二32-1地先まで	6.3~46.9	1,413.0
		米子市両三柳字大沢十八552地先から同市両三柳字鯨池中4138-1地先まで	16.0~42.7	1,006.0
	変更後	米子市両三柳字大沢十八588-1地先から同市両三柳字山中文平沖通4277-2地先まで	6.3~25.3	936.0
		米子市両三柳字大沢十八556-1地先から同市河崎字三柳境沖ノ二32-1地先まで	9.1~51.6	1,433.0

鳥取県告示第662号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり県道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、令和6年12月10日から2週間鳥取県県土整備部道路局道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

令和6年12月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	区 間	供用開始の期日
東福原樋口線	米子市両三柳字大沢十八588-1地先から同市両三柳字山中文平沖通4277-2地先まで	令和6年12月11日
	米子市両三柳字大沢十八556-1地先から同市河崎字三柳境沖ノ二32-1地先まで	〃
両三柳西福原線	米子市河崎字三柳境沖ノ二20-3地先から同市両三柳字鯨池下4174-2地先まで	〃

労 働 委 員 会 告 示

鳥取県労働委員会告示第1号

労働委員会規則（昭和24年中央労働委員会規則第1号）第68条第1項の規定により、鳥取県労働委員会あつせん員候補者の氏名、閲歴等を次のとおり告示する。

令和6年12月10日

鳥取県労働委員会会長 三 谷 裕 次 郎

氏 名	住 所	現 職 等	委 嘱 年 月 日
石 黒 豊	境港市	元鳥取県労働委員会委員 元鳥取県議会議員	令和5年10月25日
入 江 裕 之	鳥取市	鳥取県労働委員会委員 特定社会保険労務士	〃
浦 木 恵 子	〃	元鳥取県労働委員会委員 臨床心理士	〃
門 脇 裕 之	米子市	元鳥取県労働委員会委員 特定社会保険労務士	〃
小 林 幹 子	鳥取市	鳥取県労働委員会委員 臨床心理士	〃
佐々木 登美雄	〃	元鳥取県労働委員会事務局次長兼審査調整課長	〃
清 水 奈 月	米子市	鳥取県労働委員会委員 弁護士	〃
道 前 緑	倉吉市	鳥取県労働委員会委員（会長代理） 鳥取短期大学生生活学科情報・経営専攻教授	〃
長 井 い ず み	鳥取市	税理士	〃
濱 田 由 紀 子	倉吉市	元鳥取県労働委員会委員 弁護士	〃
三 谷 裕 次 郎	鳥取市	鳥取県労働委員会委員（会長） 弁護士	〃
安養寺 淑 枝	〃	元鳥取県労働委員会委員 元トミタ電機労働組合執行役員	〃
江 口 真 也	八頭郡	元日本労働組合総連合会鳥取県連合会事務局長	〃
澤 田 陽 子	東伯郡	鳥取県労働委員会委員 全日本自治団体労働組合鳥取県本部特別執行委員	〃
寺 田 真 里	〃	鳥取県労働委員会委員 日本労働組合総連合会鳥取県連合会副事務局長	〃
本 川 博 孝	倉吉市	鳥取県労働委員会委員 元日本労働組合総連合会鳥取県連合会会長	〃
矢 田 仁 志	〃	鳥取県労働委員会委員 私鉄中国地方労働組合日ノ丸自動車支部顧問	〃
山 崎 睦	米子市	鳥取県労働委員会委員 全日本運輸産業労働組合連合会鳥取県連合会執行委員長	〃
稲 井 幾 子	倉吉市	元鳥取県労働委員会委員	〃

		いないホールディングス株式会社特別顧問	
江 尻 敏 美	境港市	元鳥取県労働委員会委員 一般社団法人境港水産振興協会代表理事会長	”
岸 田 隆 志	鳥取市	鳥取県労働委員会委員 泊綜合食品株式会社取締役会長	”
柴 田 耕 志	倉吉市	倉吉商工会議所理事・事務局長	”
竹 上 順 子	米子市	鳥取県労働委員会委員 株式会社インタープロス代表取締役	”
名 越 あけみ	倉吉市	鳥取県労働委員会委員 株式会社ホテルセントパレス倉吉常務取締役	”
西 村 知 己	鳥取市	鳥取県労働委員会委員 一般社団法人鳥取県経営者協会専務理事	令和6年7月24日
西 本 行 克	”	元鳥取県労働委員会委員 元一般社団法人鳥取県経営者協会専務理事	令和5年10月25日
宮 城 定 幸	”	元鳥取県労働委員会委員 元一般社団法人鳥取県経営者協会専務理事	”
三 輪 昌 輝	境港市	鳥取県労働委員会委員 三光株式会社代表取締役社長	”
森 田 豊 充	米子市	米子商工会議所専務理事	”
横 山 憲 昭	鳥取市	鳥取商工会議所事務局長	”
廣 岡 靖 彦	”	鳥取県労働委員会事務局長	令和6年4月1日
前 田 史 朗	”	鳥取県労働委員会事務局次長	令和5年4月1日

公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により、都市計画を変更しようとするので、同条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、公告の日から縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

令和6年12月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 都市計画の種類及び名称
岩美都市計画道路3・4・1号牧谷新井線
- 2 都市計画を変更する土地の区域
岩美郡岩美町大字牧谷、浦富及び新井
- 3 縦覧場所及び意見書の提出場所
鳥取県くらしの安心局まちづくり課（鳥取市東町一丁目220）及び岩美町建設水道課（岩美郡岩美町大字浦富675-1）
- 4 縦覧期間及び意見書の提出期間
令和6年12月10日から同月24日まで

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の3第1項の規定により猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

令和6年12月10日

鳥取県公安委員会委員長 勝 部 芳 子

1 講習の種別及び受講対象者

経験者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち次に掲げるものを対象とする。

- (1) 法第7条の3第1項の規定による許可の更新を受けようとする者
- (2) 許可を受けようとする者で、法第5条の2第3項第2号又は第3号に規定するもの

2 開催の日時及び場所

種別	区分	日 時	場 所	受 講 対 象 者
経験者講習		令和7年1月10日 午後1時30分から 午後4時30分まで	鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁第二庁舎4階 第27会議室	鳥取、郡家及び智頭の各警察署の管内に居住する者

3 講習時間及び講習課目

- (1) 講習時間 3時間
- (2) 講習課目
 - ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
 - イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

4 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の7日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

5 講習受講手数料及びその納付方法

- (1) 講習受講手数料 3,000円
- (2) 納付方法
 - (1)に記載する金額を受講申込手続をする警察署において納付すること。

6 携行品

筆記用具

調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和6年12月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達の内容

- (1) 業務の名称及び数量
 - 令和6年度鳥取県庁内LANネットワーク機器賃貸借 一式
- (2) 業務の仕様
 - 入札説明書による。
- (3) 借入期間
 - 令和7年3月1日から令和12年1月31日までとする。
- (4) 契約期間
 - 契約締結日から令和12年2月28日までとする。
- (5) 納入期限
 - 入札説明書による。
- (6) 納入場所
 - 入札説明書による。

(7) 入札方法等

ア 本件入札は、紙入札により行うものであること。

イ 入札書に記載する金額は、入札説明書に示す方法に従って計算した本件入札に係る入札説明書の別添「令和6年度鳥取県庁内LANネットワーク機器賃貸借仕様書」（以下「仕様書」という。）に示した借入物品（以下「借入物品」という。）の1月当たりの賃貸借料（保守料等を含む。）とすること。

なお、契約に当たっては、入札書に記載された1月当たりの金額をもって単価契約を締結するので、入札書に記載する金額は、消費税及び地方消費税の額を含めた契約申込金額とする。

併せて、課税事業者にあつては内訳として消費税及び地方消費税の額を記載すること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 単独企業に関する要件

ア 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 令和3年鳥取県告示第457号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分が事務用機器のパソコン類又は電気通信機器類に登録されている者であること。

なお、本件入札に参加を希望する者であつて、競争入札参加資格を有していないもの又は当該業種区分に登録されていないものは、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付発出第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）への登録に関する申請書類を令和6年12月12日（木）正午までに原則としてとっとり電子申請サービスにより4の(2)の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出後速やかに4の(2)の場所に必ず連絡すること。

ウ 本件調達の公告日から開札日（再度入札を行う場合にあっては再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

エ 本件調達の公告日から開札日（再度入札を行う場合にあっては再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

オ 借入物品を所有し（本件調達に係る契約締結日以降に取得する場合を含む。）、納入期限までに納入場所に納入することができる者であつて、当該物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを鳥取県の求めに応じて速やかに提供できるものであること。

カ 鳥取県との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。

キ 本件入札に係る共同企業体の構成員でないこと。

(2) 共同企業体に関する要件

ア 各構成員は(1)のア、ウ及びエの要件を全て満たしていること。

イ 各構成員は競争入札参加資格を有するとともに、その業種区分が事務用機器のパソコン類又は電気通信機器類に登録されていること。

なお、本件入札に参加を希望する共同企業体の構成員であつて、競争入札参加資格を有していないもの又はこれらの業種区分のいずれにも登録されていないものは、競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類を令和6年12月12日（木）正午までに原則としてとっとり電子申請サービスにより4の(2)の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出と同時に4の(2)の場所に必ず連絡すること。

ウ 構成員のいずれかが借入物品を所有し（本件調達に係る契約締結日以降に取得する場合を含む。）、納入期限までに納入場所に納入することができる共同企業体であつて、当該物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを鳥取県の求めに応じて速やかに提供できるものであること。

- エ 各構成員が鳥取県との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。
- オ 共同企業体は、2以上の者で自主的に結成されたものであること。
- カ 構成員の出資割合が異なる場合は、出資割合の最も大きい者が代表者となること。ただし、出資割合が同じ場合には、いずれかの者が代表者となること。
- キ 各構成員が、本件入札において参加する単独企業又は他の共同企業体の構成員でないこと。
- ク 次の事項を定めた共同企業体結成に係る協定を締結していること。
 - (ア) 目的
 - (イ) 名称
 - (ウ) 事業所の所在地
 - (エ) 成立の時期及び解散の時期
 - (オ) 構成員の住所及び名称
 - (カ) 代表者の名称
 - (キ) 代表者の権限
 - (ク) 構成員の出資の割合
 - (ケ) 運営委員会
 - (コ) 構成員の責任
 - (サ) 取引金融機関
 - (シ) 決算
 - (ス) 利益金の配当の割合
 - (セ) 欠損金の負担の割合
 - (ソ) 権利義務の譲渡の制限
 - (タ) 業務途中における構成員の脱退に対する措置
 - (チ) 構成員の除名
 - (ツ) 業務途中における構成員の破産又は解散に対する措置
 - (テ) 解散後の契約不適合責任
 - (ト) 解散後の著作権
 - (ナ) その他必要な事項

3 契約担当部局

鳥取県政策戦略本部デジタル局兼総務部行政体制整備局デジタル改革課

4 入札手続等

(1) 入札に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県政策戦略本部デジタル局兼総務部行政体制整備局デジタル改革課

電話 0857-26-7094

電子メール jouhou@pref.tottori.lg.jp

(2) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部総合事務センター物品契約課

電話 0857-26-7431

電子メール buppinkeiyaku@pref.tottori.lg.jp

(3) 入札説明書の交付方法

令和6年12月10日（火）から同月25日（水）までの間にインターネットの鳥取県政策戦略本部デジタル局兼総務部行政体制整備局デジタル改革課のホームページ（<https://www.pref.tottori.lg.jp/jouhou/>）から入手すること。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

令和6年12月10日（火）から同月25日（水）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。ただし、交付期間最終日は正午までとする。

イ 交付場所

（1）に同じ。

（4）郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）により、（1）の場所に送付すること。

（5）入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

令和7年1月20日（月）午後3時。ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同月17日（金）午後5時までとする。

イ 場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁本庁舎地階政策戦略本部・総務部会議室

5 入札参加者に要求される事項

（1）入札者は、入札書に件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。郵便等による入札の場合は、「入札書」と明記した封筒に、必ず件名及び入札者名を記載した上で、「第1回」、「第2回」又は「第3回」と回数を明記し、「第1回」、「第2回」又は「第3回」と回数を明記した入札書をそれぞれ入れ、密封して提出すること。

なお、第2回以降の入札書の送付がない場合は、当該再度入札は辞退したものとみなす。

また、回数が記載されていない場合は、1案件に対し、入札書を2通以上提出した入札として無効とする。

（2）本件入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す事前提出物を4の（1）の場所に令和6年12月25日（水）正午までに郵便等又は持参の方法により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

（3）入札参加者は、（2）の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

（1）入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札書に記載する金額に59を乗じて得た金額の100分の5以上の金額を鳥取県の指定する期日までに納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第124条において準用する会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって入札保証金の納付に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。）第14条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

（2）契約保証金

落札者は、契約保証金として1か月当たりの契約金額に59を乗じて得た金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第18条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 落札者の決定方法

本件公告に示した業務を確実に履行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

8 その他

（1）契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

（2）入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札説明書に掲げる無効条件に該当する入札及び会計規則、本件公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 手続における交渉の有無

無

(5) その他

ア 詳細は、入札説明書による。

イ 契約書の作成に当たり、仕様書中の一般事項を契約書に記載した場合は、当該条項を仕様書から削除する場合がある。

ウ 仕様書中の一般事項を契約書に記載する場合において、契約書の様式に合わせるため、当該条項の趣旨を変えない範囲で用語を変更するときがある。

9 Summary

(1) Nature and quantity of the products : 1 sets of Tottori Prefectural Government LAN equipment to be leased

(2) December 25, 2024 noon : Time-limit for submission of documents for qualification confirmation

(3) January 20, 2025 3:00 PM : Time-limit for submission of tenders

(January 17, 2025 5:00 PM : Time-limit for submission of tenders by registered mail)

(4) Contact point for the notice : Digital Reform Division, Digital Bureau, Policy and Strategy Headquarters, Tottori Prefectural Government 1-220 Higashi-machi, Tottori-shi, Tottori 680-8570 Japan

TEL : 0857-26-7094

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和6年12月10日

鳥取県営病院事業管理者 広 瀬 龍 一

1	調 達 件 名 及 び 数 量	手術支援ロボット及び関連機器 一式
2	契 約 方 式	一般競争入札
3	落 札 日	令和6年11月20日
4	落札者の名称及び所在地	小西医療器株式会社鳥取営業所 鳥取市千代水四丁目52
5	落 札 金 額	282,700,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
6	入 札 公 告 日	令和6年10月11日
7	落 札 方 式	最低価格落札方式
8	契約事務担当部局の名称及び所在地	鳥取県立中央病院事務局経営戦略課 鳥取市江津730